

柳川市監査委員告示第15号

財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年8月1日から同年9月29日までに実施した財政援助団体（柳川市消防団）の監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 浦川 和久

4柳消総第712号  
令和4年11月15日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 浦川 和久 様

柳川市長 金子 健次  
(消防本部総務課)

令和4年度財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について(通知)

令和4年10月31日付け4柳監査第106号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象となった財政援助団体  
柳川市消防団
- 2 指摘事項及び措置の状況  
財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査対象団体 柳川市消防団
- 2 補助金等の名称 柳川市消防団分団運営交付金
- 3 所管部署 消防本部総務課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 分団への交付金について、委任状の提出はあるものの個人口座へ振り込まれており不適切である。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 委任状を添付していれば、その分団の代表者個人へ支払えるとの認識で事務処理をしていました。
2 措置内容の概要 『不措置』 振込済のため。 分団代表口座を持たない本部及び分団に、団体代表口座を開設するよう依頼しました。
3 再発防止策の内容 本部及び全分団に代表口座を開設してもらい、その団体代表口座へ支払うこととします。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 交付規則の規定に基づく、収支に係る書類が作成されていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 実績報告書の収支決算項目①収入の部と②支出の部で9万円の決算報告及び添付資料の領収書金額を確認し、9万円以上の支出がなされているかを確認していました。 そのため、詳細な収支報告書の作成及び提出はしてもらっていませんでした。
2 措置内容の概要 『不措置』 事務処理完了のため。 消防団運営費交付金要綱を制定します。
3 再発防止策の内容 消防団運営費交付金要綱を定め、同要綱に基づき収支に関する報告書を提出してもらうようにします。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ウ 出納関係の通帳において、対象年度内に支出がないにもかかわらず、実績報告書では支出の報告をしているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因  実績報告書の収支決算項目①収入の部と②支出の部で9万円の決算報告及び添付資料の領収書金額を確認し、9万円以上の支出がなされているかを確認していました。  そのため、通帳の写しは提出を求めていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 『未実施』  事務処理完了のため。  消防団運営費交付金要綱を制定します。</p> <p>3 再発防止策の内容  消防団運営費交付金要綱を定め、同要綱に基づき収支に関する報告書を提出してもらうようにします。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
エ 物品購入に伴い付与された購入店のポイント分を控除せず補助金を算定し、実質的に要した補助対象経費以上の補助金が交付されているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因  事務局の指導・確認が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 『不措置』  事務処理完了のため。  消防団運営費交付金要綱を制定します。</p> <p>3 再発防止策の内容  会議でポイントカードの使用禁止について、ポイントを使った時はその分の金額を差引くよう指導をしました。  また、消防団運営費交付金要綱を定め、同要綱に基づき収支に関する報告書を提出してもらうようにします。</p>